

金利指標置換前・時・後の会計処理は

LIBOR参照金融商品のヘッジ会計のポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士

林 千雄

本実務対応報告の公表経緯および範囲

(1) 経緯

銀行間の無担保での調達金利を示す金利指標であるLIBOR (InterBank Offered Rate) は、さまざまな金融商品の参照金利として利用されている。なかでも、LIBORは最も一般的に用いられているベンチマーク金利の1つであり、世界的にも数百兆ドルという多くの契約がLIBORを参照しているといわれている。

しかし、2012年に発覚したLIBOR不正操作問題などを契機に、既存の金利指標の信頼性に対する懸念が広がり、2014年に金融安定理事会(FSB)が根本的な見直しを提言した。この提言に基づき、各通貨でLIBORの改廃やリスクフリー・レートの開発といった「金利指標改革」が進められており、LIBORについても、その公表は2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約については、参照する金利指標の置換えが行われる可能性が高まっている。

【この章のエッセンス】

● 2021年12月末をもってLIBORの公表が恒久的に停止される見通しとなっている。

● 実務対応報告40号は、LIBORを参照する取引(たとえば、変動金利の借入金や金利スワップ等)にヘッジ会計を適用している場合に、ヘッジ会計の中止または終了とならないよう特例的な取扱いを定めたものであり、公表日(2020年9月29日)以後適用可能である。

● 実務対応報告40号の適用を選択した企業は、適用対象となるヘッジ関係の内容について一定の注記が求められる。

はじめに

2020年9月29日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。

現在、2014年7月の金融安定理事会(FSB)による提言に基づく金利指標改革が進められており、ロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered Rate。以下、「LIBOR」という)の公表は2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約は、参照する金利指標の置換えが行われる可能性が高まっている。

本実務対応報告は、金利指標改革への対応として、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理および開示上の取扱いを明らかにしている。現行基準の定めに従ったとくにヘッジ会計の中止または終了となってしまうのを回避するため、特例的な取扱いを定めたものであり、公表日以後適用可能であるため、2020年12月期決算において本実務対応報告を適用する会社も出てくると考えられる。

そこで、本稿では、本実務対応報告の概要および適用にあたって留意すべきポイントを解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。